

ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小島町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

～記事～

- ★新年度ご挨拶
- ★豚熱発生事例（県内15、国内103、104例目）について
- ★令和7年度の西部管内野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ★豚熱ワクチン接種関連情報
- ★韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況について
- ★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！
- ★「畜産環境保全のしおり」をご活用ください
- ★令和8年定期報告書の提出について
- ★令和8年度西部家畜保健衛生所の新体制について

～別添資料～

- ★死亡豚の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

★新年度ご挨拶

西部農業事務所家畜保健衛生課長 瀧澤 勝敏

生産者の皆様におかれましては、日頃より家畜防疫の推進ならびに畜産振興に御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

近年の家畜防疫を巡る情勢は、国内外ともに依然として厳しい状況が続いております。国内では豚熱の散発的な発生が継続しており、昨年度は県内でも4事例の発生がありました。西部管内においても、昨冬からイノシシからの豚熱ウイルス検出事例が急増し、養豚農場での豚熱発生が危惧されるところです。また高病原性鳥インフルエンザは本県での発生は防いだ一方で、全国的には例年になく多くの事例が確認されるなど、警戒を緩めることはできません。

さらに海外に目を向けますと、口蹄疫やアフリカ豚熱といった伝染病が近隣諸国を含む各地で発生しており、人や物の往来が活発化する中、我が国への侵入リスクは常に高い水準にあります。ひとたび発生すれば、畜産経営のみならず地域経済全体に甚大な影響を及ぼすことから、平時よりの備えが何より重要です。

生産現場におかれましては、家畜防疫の基本に立ち返り、飼養衛生管理基準の遵守、立入制限、衛生管理区域専用衣服・靴の使用、機材・手指消毒の徹底、及び異常家畜の早期発見・早期通報を改めてお願い申し上げます。当課といたしましても、関係機関と連携しながら、迅速かつ的確な指導・支援に努め、地域畜産の安全確保に全力で取り組んでまいります。本年度も引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、新年度の挨拶といたします。

★豚熱発生事例(県内 15 例目、国内 103、104 例目)について

令和 8 年 2 月では県内前橋市の養豚場での発生が確認され、3 月、4 月には静岡県、宮崎県において豚熱が発生しました。いずれの地域も、近くで野生イノシシの豚熱感染確認がされており、発生地域のウイルス濃度がかかなり高くなっていることが推察されています。豚舎内へのウイルス侵入を防止するため、豚舎及び堆肥舎周囲での消石灰散布や消毒を継続してください。

豚熱の発症は、免疫の空白期間がある離乳豚で確認される可能性が高いため、適期適切なワクチン接種と、離乳豚において豚熱ワクチン接種前後での死亡や元気消失、慢性的な下痢などがみられましたら、家畜保健衛生所もしくは管理獣医師へ通報してください。

★令和 7 年度の西部管内野生イノシシにおける豚熱感染状況

〈令和 7 年度 西部管内野生イノシシ検査状況〉

市町村	高崎	富岡	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	104	17	159	1	27	0	0	11	1	320
陽性数	7	3	0	0	0	0	0	0	0	10

〈令和 7 年度 県内の野生イノシシ検査状況〉

地域	中部	東部	吾妻	利根沼田	合計
検査数	210	297	465	93	1065
陽性数	27	5	58	7	97

令和 7 年度の管内の野生イノシシにおける豚熱検査では 1 頭の死亡野生イノシシを含め 10 頭の野外ウイルス感染が確認されました。12 月から感染個体の確認が増加し始めていることから、繁殖シーズンによるイノシシの移動が活発になったことも一つの要因ではないかと考えられます。また、県内ではどの地域においても感染イノシシが確認されているため、県全域にウイルスが存在していることが示唆されています。また、熊本県でも野生イノシシ感染が 3 月に初めて確認され、国内での野生イノシシでの感染についても広がりを見せています。これから出産、子連れでの移動によりさらに感染個体が増加する可能性が考えられ、感染が多い時期は農場周囲のウイルス量が増加するため、農場周囲はもちろん、農場内にもウイルスは存在すると考え、ネズミやカラスなどの野生鳥獣の侵入防止、豚の移動時の消毒管理等について今まで以上に徹底をお願いします。

〈参考：令和 6 年度 西部管内野生イノシシ検査状況〉

市町村	高崎	富岡	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	125	24	158	5	8	0	0	8	0	328
陽性数	9	0	3	0	0	0	0	2	0	14

★豚熱ワクチン接種関連情報

・繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

繁殖母豚・種雄豚及び続けて6か月以上飼養する豚については、初回接種から6か月後に2回目、その後年1回の追加接種を実施しております。そのため、順次、各農場において繁殖豚の一斉接種を実施していきます。また、育成豚(導入・自家産問わず)についても、繁殖前の2回目接種を忘れずをお願いします。

・飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度

令和5年度より開始された「認定農場における飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度」は随時申請を受け付けております。

県内では子豚へのワクチン接種日齢を早めるよう推奨していますが、定期的なワクチン接種を実施するためには登録飼養衛生管理者による接種を実施することで、より細やかに接種日を調整できるため、積極的に制度を活用するようお願いいたします。

農場認定については、飼養衛生管理基準の遵守状況の取り組み姿勢により認定の判断を行いますので、認定を希望する方は、農場の飼養衛生管理について再度確認をお願いします。

飼養衛生管理者登録のための研修会は不定期開催となっておりますので、研修会の案内は、認定農場にのみ通知させていただいております。

なお、制度について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

【登録飼養衛生管理者となるには】

- ① 農場認定の申請
- ② 登録飼養衛生管理者として登録を受けるための新規登録研修会の受講※
- ③ 年一回以上のフォローアップ研修受講

※認定農場内の人事異動等で新たに登録を受けるときも受講が必要となります。

【登録飼養衛生管理者による接種の流れ】

- ① 月初めに家畜防疫員または知事認定獣医師による接種票の交付を受ける
- ② 農場における接種スケジュールに沿って接種(空き瓶は保管し、回収時に返却)
- ③ 接種に接種実績記録表を家保へ提出

手続きのための様式は群馬県 HP からダウンロードできますので、ご活用下さい。

群馬県 HP (畜産課)「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン接種について」の項目をご覧ください。

◆<https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

◆「群馬県 豚熱対策」で検索



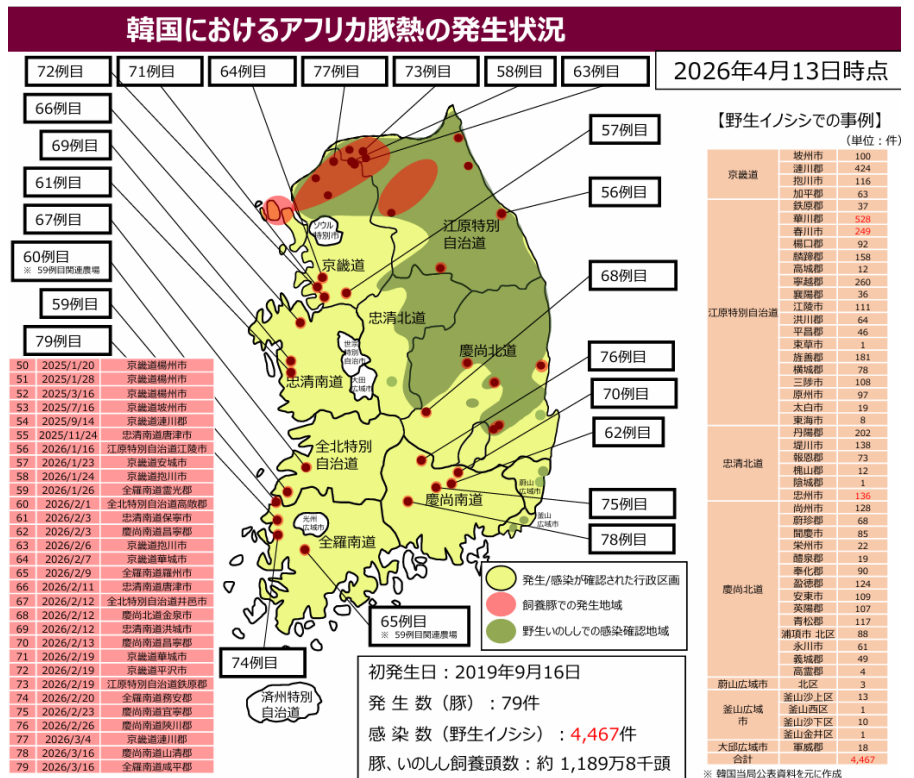
・豚熱抗体検査(免疫付与状況検査)

豚熱ワクチン接種後の抗体付与状況の調査や、離乳豚へのワクチン接種適期の推定のため、農場や食肉処理場での採血を随時実施しております。子豚の移行抗体価と日齢はワクチン接種適期を推定するための重要な要素となりますので、生年月日、ワクチン接種日等は必ず記録してください。可能であれば、どの母豚から生まれた子豚であるかも記録してください（母豚の抗体価と移行抗体価の相関をみることができます）。

農場管理者における正確なワクチン接種状況の把握は、豚熱防疫の必須事項となっています。最大限効果のあるワクチン接種を実施してください。引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

★韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況について

韓国において全土に拡大しているアフリカ豚熱については、現在も飼養豚及び野生イノシシでの感染確認が続いています。そのため、国内への侵入リスクは依然高く、特に農場内には、関係者以外の入場を厳格に管理すること、肉製品の持ち込み禁止の徹底が重要です。近年、海外からの肉製品の持ち込み事例が悪質化しており、輸入が認められていない製品が販売され、さらには当該製品からASFウイルス遺伝子が検出されているため非常に危険な状態です。農場におかれましても、従業員への肉製品の持ち込み禁止について周知徹底をお願いします。



★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！

死亡した家畜の処分を、処理委託契約を締結した業者に依頼した農家の皆様は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取りまとめて、下記提出先へ令和8年6月末までにご提出ください。

※詳細は、別添 各畜種の「産業廃棄物管理票（マニフェスト）について」をご覧ください。

〈提出先〉

農場所在地	提出先
高崎市の方	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325
高崎市以外の市町村の方	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3 TEL：027-323-5530

★「畜産環境保全のしおり」をご活用ください

畜産環境保全に関する知識の啓発を図るため、群馬県では「畜産環境保全のしおり」を作成し、ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/9529.html>）に掲載しました。ご確認いただき、家畜排せつ物処理等にご活用ください。

以下にその一部、害虫対策を掲載します。気温が上昇するこれからの時期に必要な、早めのハエ対策にお役立てください。

(1)ハエの発生成長を予測

- 1 気象条件を考慮し、初夏にかけて定期的に殺虫剤を散布する。
- 2 秋バエ発生ピーク前から、定期的に殺虫剤を散布する。

(2)環境整備

- 1 畜舎内外をこまめに清掃し、除草等にも努める。
- 2 速やかな除ふん、速やかな処理を心がけ、食べ残しの飼料も適切に処理する。

(3)ウジ対策

- 1 ふんをオガクズなどで十分に水分調整し、発酵や乾燥を促進させる。
- 2 発育抑制剤（IGR剤）を用いて、幼虫発生場所での初期防除を心がける。
- 3 排尿溝にはウジ返しをつける。貯尿槽には定期的に殺蛆剤を使用する。

(4)ハエ対策

- 1 粘着シート・捕虫器・ネットなどを利用する。
- 2 残効性のある殺虫剤を天井や壁に噴霧する。
- 3 同系統の殺虫剤を使用し続けると、薬液耐性のハエが増加し、殺虫剤の効果が低下するため、2～3系統の殺虫剤を時期・回数により使い分ける。

主な殺虫薬剤	特 性
ピレスロイド系	速効性で、残効性が少ない。人畜への毒性が低く、安全性が高い。
有機リン系	分解が早く、体内残留性が低い。特性は薬剤により差がある。
カーバメイト系	速効性で毒性が強い。

★令和8年度定期報告書の提出について

期限内の提出にご協力ありがとうございました。まだ提出されていない方は、**至急提出をお願いします。**

また、報告書に基づく飼養衛生管理の実施状況確認（立入調査）対象の飼養者の方には電話連絡をいたしますので、調査のご協力をお願いいたします。

《注意》

- 年内に畜舎等の増改築や増頭等を行った場合には再度提出をお願いします。
- 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合には、勧告や罰則の対象となり、農場で伝染病が発生した場合に国から支給される手当金が減額または不支給となる場合があります。

★令和8年度西部家畜保健衛生所の新体制について

4月の人事異動により以下の転出・転入がありました。どうぞよろしくお願いいたします



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。